

津山市立久米中学校 コミュニティ・スクール構想 ～地域とともにある学校づくりに向けて～

■ 学校評議員会から学校運営協議会へ

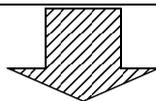
<今まで> **学校評議員会**

教育委員会の委嘱を受けた評議員が、学校運営に対して意見を述べるができる。

「こどもの教育の主体は学校」

校長が必要に応じて学校運営に関して、保護者や地域の方々の意見を

聞くことが目的



<これから> **学校運営協議会を設置した学校→コミュニティスクール**

教育委員会の委嘱を受けた委員が、地域の子もたちの教育について話し合い、地域も学校も同じ目標に向かって、それぞれの立場でできることを行い、子どもたちを育てていきます。

「こどもの教育の主体は学校と地域」

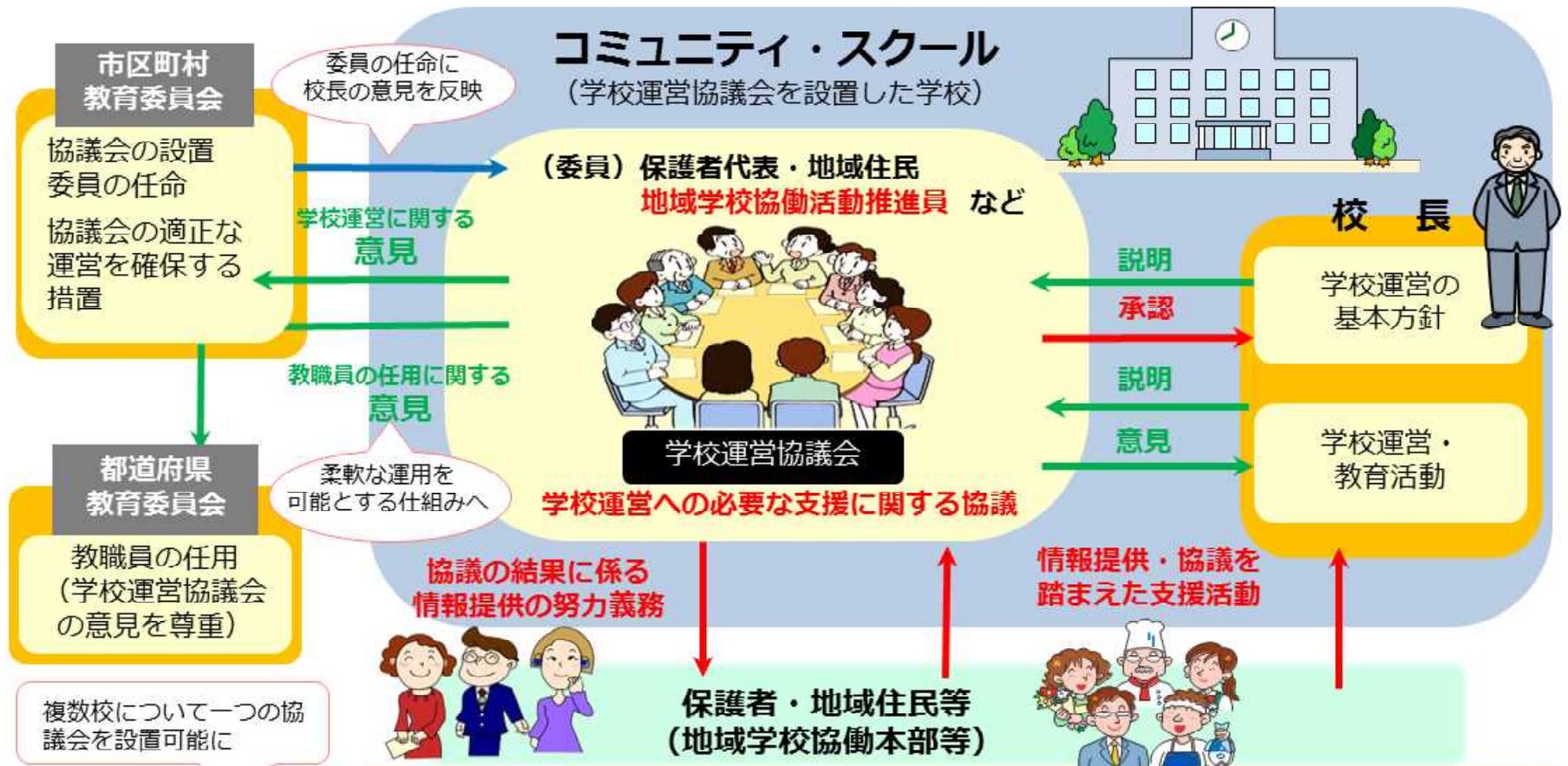
■ 期待される効果

- ① 学校に対する地域の関心がさらに高まり、生徒への声かけや一緒に課題等への対応ができる。
- ② 多くの大人の専門性や、地域の力を活用した学校運営ができる。
- ③ 多くの地域の人との関わりにより、生徒の学びや体験が充実し、生徒指導上の課題も減少し、さらに自己肯定感（前向きな心）が育っていく。

学校運営協議会には、様々な立場の方が委員として参加します。お互いがそれぞれの団体や地域において、協議会で話し合ったことに協力したり、また、逆に代表を通して子どもたちのために提案をしたりする等のが考えられます。それぞれの立場でできることを、できる形での協力をお願いいたします。



コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



<学校運営協議会の主な役割>

地教行法第四十七条の五

- 教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置
- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
 - 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること
 - 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができること